

建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領

(目的)

第1条 公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠となっている。本要領は、技能者の技能と経験に応じた賃金の支払い及び処遇改善などに資する建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を目的とした工事の試行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- 1 下請企業 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方を除く。
- 2 技能者 元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- 3 カードリーダー CCUSに対応したICカードリーダーをいう。

(対象工事)

第3条 札幌市が発注する工事で、特記仕様書にCCUS活用工事の試行対象である旨を記載している工事をいう。

(実施方法)

第4条 受注者が現場着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事成績評定において加点評価を行うものとする。

- 1 受注者は、CCUSの活用について、希望の有無を記載した工事施工協議簿を工事監督員に提出すること。
- 2 基準及び活用の達成状況は下表のとおりとする。活用の達成状況については、下表の書類を工事監督員に提出し、確認を受けること。

評価対象項目	判断基準	確認ができる書類の例
①事業者登録	元請企業の登録	登録完了メールの写し 就業履歴一覧表（月別カレンダー）
②管理者 ID(現場管理者) 登録	当該現場の登録	登録完了メールの写し 就業履歴一覧表（月別カレンダー）
③技能者の就業履歴の蓄積	1名以上の就業の確認	就業履歴一覧表（月別カレンダー）
④カードリーダー等設置	現場事務所等に1基以上の設置等の確認	設置等されていることがわかる写真

- (1) 工事契約締結前に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。
- (2) 受注者は、各種登録完了メールについて、ログイン ID、パスワード、本人確認番号が記載されている場合は、提出時には黒塗りをすること。

3 受注者が2項に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施工成績評定基準の工事成績採点の考查項目別運用表における評価項目「5創意工夫 その他」欄に「CCUS活用工事の基準達成」と記載して加点 (+1.0) 評価する。

(CCUS に係る費用)

第5条 CCUS に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は、受注者が負担するものとする。

(アンケートの実施)

第6条 CCUS 活用工事の検証を行うため受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。別紙1のアンケートをしゅん功検査後すみやかに発注者に提出すること。

(特記仕様書)

第7条 特記仕様書の例を別記に示す。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年12月20日以降告示する工事から施行する。

別記

特記仕様書記載例

この工事は、建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事の試行対象である。建設キャリアアップシステム(CCUS)活用に取り組むことの希望の有無を記載した工事施工協議簿を工事監督員に提出すること。詳細は「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」を参照すること。